特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の 支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和5年6月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による手当の支給に関する事務
②事務の概要	・基準日において県内に6か月以上居住している在宅の重度障害者等で、所得要件を満たした者に手当を支給する。 ・事務処理特例条例により、市町村が申請書等の受理、審査を行う。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく独自利用事務として番号を運用する。 ・特定個人情報ファイルは、情報連携開始後、審査事務において所得の確認をする際に使用する。
③システムの名称	(横浜市) 福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳 ネットワークシステム (川崎市)川崎市福祉総合情報システム
2. 特定個人情報ファイル	名
神奈川県在宅重度障害者等	手当受給資格者情報
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の1の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく 特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における	5担当部署
①部署	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
横浜市長 川崎市長	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4720
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

・神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4720

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	西書の種類			
	項目評価 施機関に		重点項目	評価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 注項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス ・	テムを通り	じた入手を開	余く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や	ト 情報提供ネットワー	-クシステ.	ムを通じた提	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≥の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査					
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・	答				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) +分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務③システムの名 称	(横浜市)福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	(横浜市)福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム(川崎市)川崎市福祉総合情報システム	事後	時点修正
平成30年8月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局福祉部障害福祉課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	組織再編
平成30年8月29日	6. 他の評価実施機関	横浜市長	横浜市長、川崎市長	事後	時点修正
平成30年8月29日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	神奈川県県民局県民部情報公開広聴課、神 奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課、 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱に関する問合せ	神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉 課	事後	組織再編
平成30年8月29日	Ⅱしきい値判断 1.対象人数	平成28年11月30日時点	平成30年7月1日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	Ⅰ2.取扱者致	平成28年11月30日時点	平成30年7月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署	②所属長 水町 友治	②所属長の役職名 障害福祉課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	T 関連情報 7 特定個人	内線4715	内線4720	事後	時点修正
令和1年6月27日	II 関連情報 8 特定個人	内線4715	内線4720	事後	時点修正
令和1年6月27日		平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	T 1 多1、值到账值日 1 取	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IV リスク対策	記載なし	新たに記載	事後	様式改正
令和2年10月14日	豕入釵	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	Ⅲ 考以値判断項目 1 取	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携	・行政手続における特定の個人を識別するた	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	時点修正
令和3年10月13日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関 する条例別表第1の1の項	事後	
令和3年10月13日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	の番号の利用等に関する法律に基づく個人番	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関 する条例施行規則別表第1の1の項	事後	
令和3年10月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取 扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月13日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	番号利用法改正による項ずれ
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1.対 象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1.対 象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年7月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取 扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取 扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.取 扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	